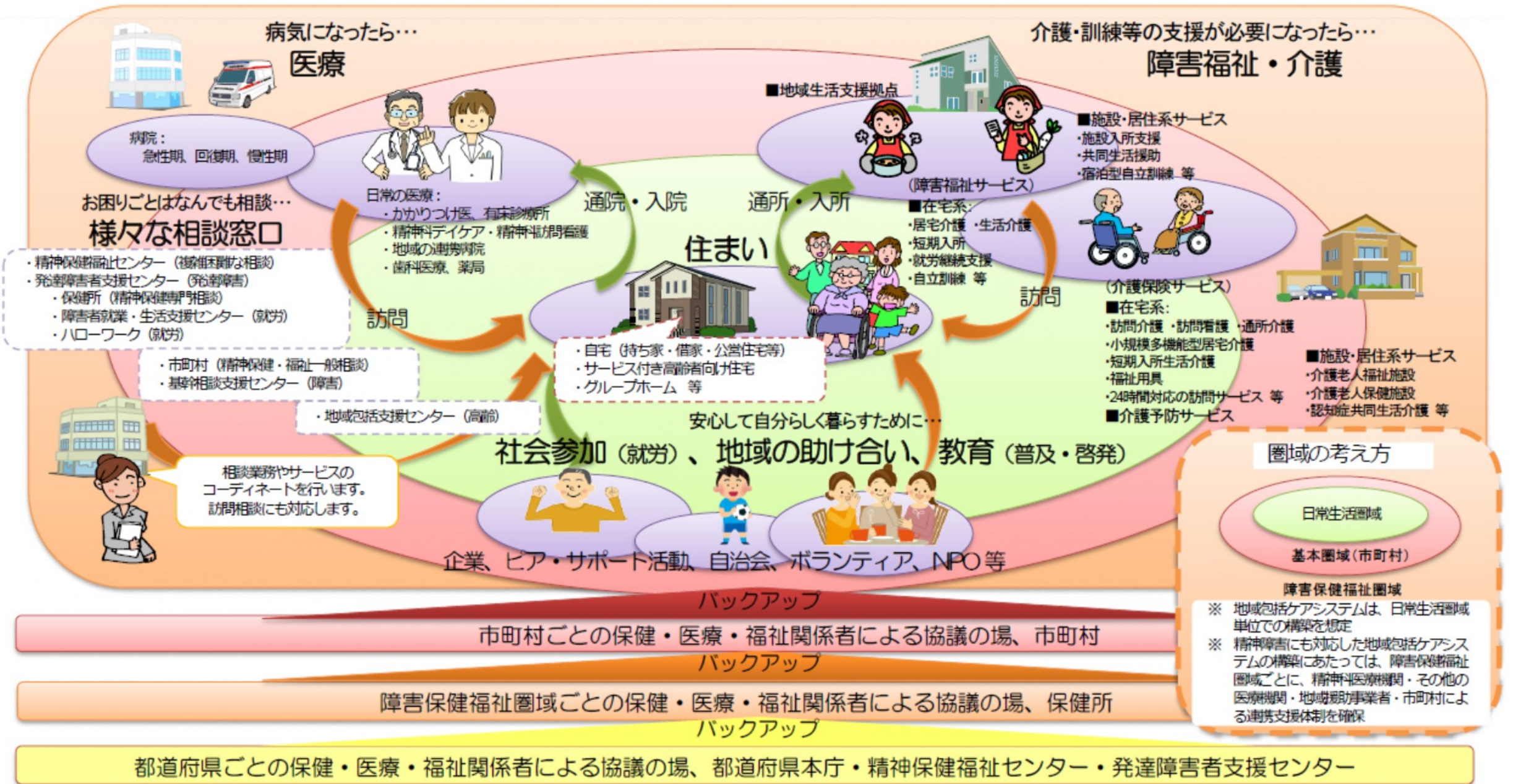


精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



精神障害者の地域移行に関する国の動向と文京区の精神保健施策

	国の動向	文京区の動向
平成16年度	「精神保健医療福祉の改革ビジョン」より 「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念が示される	
平成18年度	障害者自立支援法施行	
平成23年度		地域安定化支援事業
平成24年度	地域相談支援(地域移行・地域定着支援)の個別給付化	地域安心生活支援事業（24時間緊急時相談支援事業、 緊急時ショートステイ事業、地域生活体験事業）
平成25年度	障害者総合支援法施行	
平成26年度	精神保健福祉法改正	単身生活サポート事業
平成27年度		地域移行検討会議、実務者連絡会 障害者基幹相談支援センター開設
平成28年度	基本コンセプトとして「 地域共生社会 」の実現が挙げられる これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会 「 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 」	
平成30年度	第5期障害福祉計画 「 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業 」	
平成31年度 (令和元年)		「 にも包括 」構築のための協議の場として位置づけ 本富士拠点開設
令和2年度	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 に係る検討会	地域の課題の共有のためのアンケート 地域アセスメントの共有 退院後支援事業

国や文京区 of 精神保健関連の施策と「にも包括」の構築に向けた取り組み

	国・文京区の動向	にも包括の構築に向けた取り組み
令和3年度	第6期障害福祉計画 富坂拠点開設 駒込拠点開設	<p>コア会議試行実施 普及啓発をテーマに意見交換</p> <p>事業所等で地域に密着した活動が行われており、支援者間の連携が取れている。 一方で、若者に対する周知が不十分。 文京区の学生から全国に広げていけるような取り組みはできないか。 <u>試行的に大学生向けに講演会を実施</u></p> <p>協議会と既存の会議体の位置づけを整理</p> <p>3つの会議体で3つの軸に沿った議論を行い、協議会に報告していく</p> <p>①地域移行支援検討会議</p> <p>長期入院者への支援に向けたアンケート調査を検討</p> <p>②実務者連絡会</p> <p>実務者クラスの協議の場として階層的な連動を図っていく 普及啓発を学ぶための勉強会を行い、意見交換→学校が多いのは文京区の強み</p> <p>③地域生活安定化会議</p> <p>独自の事業として、障害福祉サービスの利用対象外の対象者に対し、伴走型の支援を行う 支援に拒否的な精神障害者に対し、アウトリーチ支援を行う</p>

国や文京区の精神保健関連の施策と「にも包括」の構築に向けた取り組み

	国・文京区の動向	にも包括の構築に向けた取り組み
令和4年度	障害者・児計画の改訂に係る調査実施 大塚拠点開設	コア会議実施 普及啓発に繋がる活動として、「ピアサポート活動」をテーマに情報交換 ①地域移行支援検討会議 基盤整備量の検討に向け、長期入院後に退院した人の状況を検討、意見交換 長期入院者の実態把握と今後の支援に向けたアンケート調査を実施 ②実務者連絡会 単身生活サポート事業をテーマに、住まいを支える支援体制の構築に向けた検討、意見交換 ③地域生活安定化会議 事業を利用している個別ケースの事例検討を実施予定 こころサポーター養成講座（厚労省モデル事業）実施 5回開催、うち2回を大学生を対象として実施予定

国や文京区 の精神保健関連の施策と「にも包括」の構築に向けた取り組み

	国・文京区の動向	にも包括の構築に向けた取り組み
令和5年度		<p>コア会議実施 「文京区のピアサポート活動」を一步進めるための具体的な取り組み案の創出と共有</p> <p>①地域移行支援検討会議 基盤整備量の検討に向け、長期入院後に退院した人の状況を検討、意見交換 長期入院者の実態把握と今後の支援に向けた質的調査を実施</p> <p>②実務者連絡会 関係機関の連携及び職務遂行能力の向上を図るため、「住まい探しのヒント～不動産会社の視点から～」「今、知っておきたいピアサポーターのこと～ピアは無限大～」「切れ目のない支援～介護保険へのサービス移行を考える～」をテーマに講義と意見交換</p> <p>③地域生活安定化会議 事業を利用している個別ケースの報告と事例検討を実施</p> <p>心のサポーター養成講座（厚労省モデル事業）実施 対面とオンラインの計2回開催</p>

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

■ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】（1は必須、2～11は地域の実情に合わせて選択実施）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

地域精神保健福祉連絡協議会

2. 普及啓発に係る事業

3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業

令和4年度・5年度は厚労省のモデル事業として、「心のサポーター養成講座」を実施

7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業 ※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

令和元年7月よりモデル実施し、令和2年度より予算化して実施

- 令和元年度 地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場として位置づけ
- 令和2年度 退院後支援事業開始
- 令和4・5年度 普及啓発事業として「心のサポーター」養成講座を実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、最大6ヶ月以内で省令で定める期間（検討中）とする。
- 入院中の指定医による診察の結果、患者に同意能力がなく（任意入院ができない）、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院の期間を更新できる。
 - ・ 対象患者への退院支援委員会の開催（入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討）
 - ・ 家族等に連絡した上で、同意を確認（同意又は不同意の意思表示がないことの確認）
 - ・ 更新届の提出（定期病状報告は必要なくなります）

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

- 当該家族等がどうしても同意・不同意の判断ができない場合には、家族等は意思表示を行わないこととすることができるようになる。
- 家族等の全員が意思表示を行わない場合には、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

地域生活への移行を促進するための措置

- 退院後生活環境相談員について、措置入院者にも選任することを義務化。
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用。
- 医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。（更新の際に必要となる。）

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じてあっせん・調整等を行うこと。

入院者訪問支援事業

- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。
- 都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業を開始。

措置入院時の入院必要性に係る審査

- 従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要となる。

医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要があり、指定医はそれに協力しなければならない。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

自治体の相談支援の対象の見直し

- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者（具体的には省令で定める予定）も対象となる。

市町村への支援に関する都道府県の責務

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

参 考

- 精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、（政令市・保健所設置市以外の）市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。
- このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領（通知等）において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。